

# ならしん職域サポートローン「ならっきーアシスト」

2026年4月1日現在

1. 商品名	ならしん職域サポートローン「ならっきーアシスト」
2. ご利用いただける方	職域サポート制度の契約を締結している事業所で働く経営者・従業員 ※パート・アルバイト等の非正規社員も可
3. お使いみち	<p>(1) 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする次の資金</p> <p>a.自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む) 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用 自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>b.教育関連資金 ・就学する学校等への納付金(最長1年分) ・就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※申込日時時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も対象です</p> <p>c.住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、上記と合わせた申込で100万円以内) ※申込日時時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も対象です。</p> <p>(2) 借換資金の場合は、自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)に限ります。 なお、借り入れ残高が確認できる書類が必要です。 ※対象外となる資金用途 ①支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ②個人間売買による購入費用 ③支払済資金(資金用途1(1) b.教育関連資金、c.住宅・リフォーム関連資金は除く) ④株式取得資金(自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含む) ⑤投機的な性格の資金(ギャンブル等に用いられる資金も含む) ⑥税金支払資金 ※例外として、自金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象 ⑦転貸資金(申込人から第三者への転貸資金) ⑧旧債返済資金(上記(2)に該当するものは除く)</p>
4. ご融資金額	1,000万円以内(1万円単位)
5. ご融資期間	・3ヶ月以上15年以内(元金据置6ヶ月)
6. ご融資利率	・職域サポートローン 変動金利型3.225% (保証料 年0.38%含む)
7. ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等(据置期間は6ヶ月以内) ※6ヶ月毎のボーナス返済併用可能(但し、借入金額の50%以内)
8. 支払い方法	・購入先等に振込 ※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは金庫の判断で振込しなくても可。
9. 担保・保証人	・一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので不要です。

10. 勤務実態の確認	<p>勤務実態については次のいずれかを満たすこと</p> <p>(1) 職域サポートローン対象事業所での申込受付(申込経路が「得意先(職場)」)であること</p> <p>(2) 自金庫に給与振込口座があり、且つ、給与振込先が職域サポートローン対象事業所であること</p> <p>(3) 自金庫の勤定系システムで保有する顧客データの勤務先が職域サポートローン対象事業所であること</p> <p>※上記による勤務実態が確認できない場合は、次により確認する</p> <p>① 源泉徴収票、保険証等により勤務先が職域サポートローン対象事業所であることを確認し、その確認資料の写しを保管する。</p> <p>② 勤務先に架電のうえ、申込人が職域サポートローン対象事業所に勤務していることを確認し、その架電内容を記録し保管する。</p>
11. 手数料等	<p>・手数料はかかりません。</p>
12. 苦情処理措置	<p>・本商品の苦情等は、当庫営業日に営業店またはお客さまサービス担当(9:00~17:00)0800-170-6314 までお申し出ください。</p>
13. 紛争解決措置	<p>・東京弁護士会(03-3581-0031)・第一東京弁護士会(03-3595-8588)・第二東京弁護士会(03-3581-2249)・奈良弁護士会(0742-22-2035)の仲裁センター等や、証券・金融商品あっせん相談センター[ADR FINMAC](0120-64-5005)で紛争の解決を図ることもできますので、ご希望のお客さまは上記 お客さまサービス担当 または 全国しんきん相談所(03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>詳しくは、上記弁護士会、当金庫お客さまサービス担当もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p> </div>
14. その他	<p>・お申込みに際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。</p> <p>・審査結果によってはご要望にそえない場合があります。</p> <p>・金利情勢等により、金利を変更する場合がございます。また、今後予告なくこの商品の取扱いを中止する場合がございます。</p> <p>・お申込みによって、当金庫からのお借り入れ総額(一部のお借り入れを除く)が700万円を超える場合には、当金庫の会員になっていただく場合があります。その場合、お借り入れ手続きまでに出資金(1万円)が必要となります。</p> <p>・万一、元利金のご返済が遅れたときは遅延している元金について年14.5%(年365日の日割計算)の損害金をお支払いいただきます。</p> <p>・審査の内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・お申込みの方法やご返済額の試算など、詳しくは当金庫の本支店窓口でお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) ご用意いただく主な書類</p> <p>① ご本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)</p> <p>② ご収入確認書類(源泉徴収票・住民税決定通知書・受付印のある確定申告書等)</p> <p>③ お使いみち確認書類(見積書・注文書・請求書・納付書等)</p> <p>※ 場合により、上記以外の書類が必要となることもあります。</p> </div>